

①児童手当・特例給付金 ②多子(3人以上)世帯への プレミアム付商品券の引換券 ③子育て世帯臨時特例給付金 のお知らせ



提出・問合せ先 子育て支援課児童家庭係(市北1階) ☎72-2111内線474 〒838-0198 小郡市小郡255-1

①児童手当・特例給付金の現況届を提出してください

現在、児童手当・特例給付金を受給している人は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。次の方法で手続きを行ってください。

■提出期間 6月1日(月)～30日(火)※消印有効

■提出方法 必要書類を郵送または持参

■必要書類 ○児童手当・特例給付現況届(共用申請書)

○受給者の保険証(写)

○平成27年度所得証明書(平成27年1月2日以降に小郡へ転入した場合のみ)

○別居監護申立書(児童と別居している場合のみ。市外別居の場合は児童の住民票も必要)

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当てを受けられなくなるのでご注意ください

※平成27年度所得証明書は、平成27年1月1日現在の住所地で発行されます。1月2日以降に転入した人は、前住所地の市町村へお尋ねください

※公務員は職場での手続きとなります

小郡市の独自事業

②3人以上の児童がいる世帯へ プレミアム付商品券の引換券を配布します

多子世帯の子育てにかかる経費を少しでも軽減するために、3人以上の児童を養育している人を対象に、市商工会が発行するプレミアム付商品券「將軍藤小判」(1万2千円分)の引換券を配布します。

■申請期間 6月1日(月)～7月31日(金)※消印有効

■対象者 次の全ての要件を満たす人

○平成27年6月分の児童手当(特例給付を含まない)の受給者

○高校卒業前(平成9年4月2日生まれ以降)の児童を3人以上養育している人

○平成27年5月31日現在で小郡市に住民票がある人

※児童が、他の市町村に住む場合も対象となります

■支給額 対象児童1人につき1万2千円分の引換券

〈対象児童〉 対象者が養育している児童のうち、3番目以降の児童

■申請方法 必要書類を郵送または持参

※申請者に対し、後日引換券を郵送します

■必要書類 引換券申請書(共用申請書)

※公務員は、①引換券申請書②児童手当の支給証明書または申請書への支給の証明印が必要です

たとえば…

17歳(高校3年)、16歳(高校1年)、14歳(中学2年)、8歳(小学2年)の4人の児童を養育している場合、2人分(2万4千円分)の引換券を配布します。

③子育て世帯臨時特例給付金を支給します

平成26年度に引き続き、消費税率引き上げの影響などを踏まえて、子育て世帯に対して臨時特例的に給付金を支給します。

- 申請期間 6月1日(月)～12月1日(火)※消印有効
- 対象者 次の全ての要件を満たす人
 - 平成27年5月31日現在で小郡市に住民票がある人
 - 平成27年6月分の児童手当(特例給付を含まない)の受給者
 - 平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人※臨時福祉給付金の対象者や、生活保護の受給者も対象になります
- 支給額 対象児童1人につき3千円
〈対象児童〉
支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を含まない)の対象となる児童
- 支給予定日 10月中旬、11月下旬、12月下旬 ※支給は1回限りです
- 申請方法 必要書類を返信用封筒にて、郵送または持参
- 必要書類 子育て世帯臨時特例給付金申請書(共用申請書)
※公務員は、①子育て世帯臨時特例給付金申請書②児童手当の支給証明書または申請書への支給の証明印③身分証明書の写し④振込先(通帳など)の写し⑤その他必要書類が必要です

共用申請書について

- ①児童手当・特例給付金の現況届
- ②多子(3子以上)世帯へのプレミアム付商品券の引換券申請書
- ③子育て世帯臨時特例給付金申請書

①～③は、1枚の共用申請書になっています！5月末ごろ対象世帯に発送予定です。

福祉課より臨時福祉給付金のお知らせ

問合せ先 福祉課地域福祉係 ☎72-2111内線445

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、平成27年度も引き続き臨時福祉給付金を支給する予定です。支給対象者や申請期間、申請方法などについては、詳細が決まり次第お知らせします。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

- ・市や国が給付のためにA T M(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることや、手数料などの振込みを求めることはありません。
- ・現時点で、市や国が世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報をお尋ねすることはありません。

